

かがわ働き方改革 環境づくり助成金




柔軟な働き方や、労働環境の整備等の働き方改革の推進に必要な設備整備を行う中小企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対して助成金を支給します。

支給額

対象経費の1/2以内（上限150万円）

対象事業

かがわ働き方改革推進宣言企業が行う、多様で柔軟な働き方を実現するためもしくは、女性や高齢者等の職域を拡大し、就業促進を図るために必要なものに限りします。

助成対象事業	助成対象
 テレワーク又はフレックス制度の導入に要する費用	① テレワーク用のパソコン、周辺機器等の購入費用 ② システム・ネットワーク構築等の初期費用 ③ ソフトウェアの初期導入費用等
 高齢者や障がい者等の職域拡大を目的とした安全対策工事等	① 手すり設置工事費用 ② 段差の改善工事費用 ③ 負担軽減補助機器導入のための費用
 女性（男性）の職域拡大を目的とした専用施設の新設整備工事	① 女性（男性）専用トイレの整備工事費用 ② 女性（男性）専用更衣室の整備工事費用及び更衣用ロッカー購入費用 ③ 託児スペースを整備する工事費用及び託児スペースに設置する備品の購入費用

●上記工事に要した費用のうち、建築工事費、設備工事費及び設計監理料、委託料、ソフトウェアの初期導入経費、リース料、運用経費等及び備品購入費が対象となります。

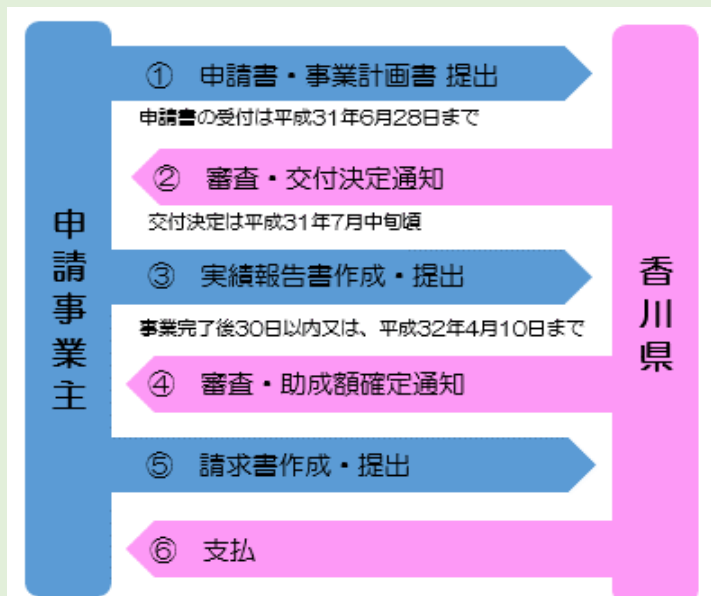
●土地の取得費用、既存施設の取り壊し費用、消費税及び地方消費税は対象外です。

●法令遵守等のための環境整備等、通常業務に不可欠である事業は助成金の対象となりません。

●事業は助成金の交付決定以降に開始し、平成32年3月31日までに完了するものが対象となります。

手続きの流れ

- 申請書・事業計画書は平成31年6月28日（金）までに提出してください。
- すでに工事に着手していたり、完了している場合は申請できません。
- 審査により、不採択となる場合があります。



対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から6のいずれにも該当することが要件です。

支給要件		チェック
1	香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。	
2	「かがわ働き方改革推進宣言※」を行っていること又は助成金申請時までに当該宣言を行う予定であること。	
3	過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。	
4	過去3年間に悪質な不正行為により国又は地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む。）を受け、又は受けようとしたことにより当該助成金等の不交付措置を執られていないこと。	
5	雇用保険の適用事業主であること。	
6	県税の滞納がないこと。	

※『かがわ働き方改革推進宣言』県内の企業等が「働き方改革」についての取組み目標を県のホームページに登録し、広く公表するものです。詳しくは、県ホームページ「かがわーくネット」をご覧ください。

様式のダウンロード

助成金の詳細については、「かがわ働き方改革環境づくり助成金交付要綱」をご覧ください。交付要綱及び所定様式は県ホームページ「香川県 雇用・労働総合」からダウンロードできます。

香川県 雇用・労働総合

検索

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_1/dir6_1_1/index.sht

申請受付・問い合わせ先

香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ

香川県高松市番町四丁目1-10

Tel: 087-832-3366 Fax: 087-806-0211

<http://www.pref.kagawa.jp/rosei/index.html>

『かがわ働き方改革推進宣言企業マーク』

